

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。